

2019 年度奨学生（追加）募集要項

【目的】

当財団は、介護サービス事業を展開する株式会社ツクイの創業者 ^{つくいすけろく} 津久井督六の私財により、医療・福祉の分野における奨学金支給や研究助成、政策提言等を行うことで青少年の健全な育成及び高齢者等の福祉の増進に寄与することを目的として、2018 年 1 月に設立されました。

本奨学金制度は、介護福祉士及び社会福祉士取得のため専門課程を履修する学生に対して経済的な支援を行い、業界の担い手に対する支援を通じ国民生活の向上を目指すものです。本奨学金は返済義務がない給付型で、選考時にご家庭の所得制限はありません。また、本奨学金の支給を受けることにより、将来の進路が制約される事もございません。

【募集内容】

1. 対象者

- ① 大学現 1 年生（支給期間は最長 3 年 6 ヶ月）
- ② 大学現 2 年生（支給期間は最長 2 年 6 ヶ月）
- ③ 短期大学現 1 年生、専門学校現 1 年生（支給期間は最長 1 年 6 ヶ月）
- ④ 短期大学現 2 年生、専門学校現 2 年生（支給期間は最長 6 ヶ月）

2. 応募資格

次の各号のすべてに該当する者。

- (1) 高齢者福祉および介護業界で働く意志を持ち、専門教育過程を選択している学生であること。
- (2) 学業が優れ、品行が正しく、かつ、健康である者
- (3) 親権者（または未成年後見人等）の同意を得ている者
- (4) 本人及び生計を一にする家族が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員ではないこと。
- (5) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県にある大学、短大及び福祉系専門学校に通学していること。

【介護福祉士】指定養成施設在籍者

【社会福祉士】国家試験指定科目履修（予定）者

3. 募集人数

大学・短期大学・専門学校の 1 年生および 2 年生 計 30 名程度

4. 給付額

年額 200,000 円（上期 100,000 円、下期 100,000 円）

今回募集する奨学生の今年度支給額は、下期分 100,000 円となります。

5. 給付期間

次年度以降は、年度ごとに当財団の審査（成績証明書等での確認）を経て、問題がなければ、原則として在学する学校の最短修業年限の終期までとします。

6. 給付方法

初年度は、奨学生が届け出た預貯金取扱金融機関（外国銀行を除く）に設けた奨学生名義の預金口座に、給付が確定した日から2ヶ月以内に半年分を振り込みます。それ以降は、毎年10月及び5月に半年分ずつ振り込む方法により給付します。

7. 誓約書の提出

奨学生の父、母、兄、姉、伯父、叔父、伯母、叔母、祖父、祖母、配偶者の中から、奨学金の給付期間中に日本国内に在住している方1名を保証人として、採用時に奨学生と保証人の連名で誓約書を提出していただきます。

8. 生活状況報告書の提出等

奨学生は、年度毎に年1回、生活状況報告書（当財団所定のもの）と前年度の成績証明書を当財団に提出するとともに、財団が案内する福祉・介護関連イベントや勉強会等への参加をお願いします（年1～2回程度）。

9. 奨学金の停止及び打ち切り

次の各号の一に該当すると認められる場合は、奨学金の給付を停止又は打ち切ることがあります。

- (1) 退学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適正でないとき
- (4) 前項の生活状況報告書の提出しないとき
- (5) 奨学金の給付を受けることを辞退したとき
- (6) その他奨学金を要しない理由が生じたとき

10. 奨学金の返還および利息

奨学金は、当会が前項の理由により奨学金の給付を打ち切り、かつ返還を求めた場合を除き、返還の必要はありません。また、利息は発生しません。

11. 応募書類

次の書類を提出していただきます。

- (1) 奨学生願書（別紙様式第1号） ※未成年者は親権者と連署
- (2) 本財団が指定する課題（別紙様式第2号）
- (3) 学校長又は学部長の奨学生推薦書（別紙様式第3号）
- (4) 成績証明書（1年生は上半期分、2年生は前年度分）
- (5) 住民票（生計を一にする家族全員の記載のあるもの）

(6) その他（当財団から指示のある場合）

採否に関わらず書類は返却いたしません。当方で責任をもって破棄します。

12. 指定課題（別紙様式第2号を3枚使用願います。）

次の中から一つを選んで、自由に記述してください（手書き、800～1000字）。

テーマ1. 介護業界において自分がやりたいこと

テーマ2. 介護について考えたこと

テーマ3. 介護体験について

13. 申込期間

2019年10月28日（月）までに、郵送にてお申し込み下さい（当日消印有効）。

14. 選考

1) 書類選考

当財団選考委員会にて当財団の評価基準に基づき選考し、11月11日（月）前後に通知します。なお、採否に関わらず応募書類は返却しません。

2) 面談

書類選考に合格した方は、11月17日（日）に選考委員と面談を行なっていただき（20分程度）、奨学生選考の一助といたします。なお、面談は当財団施設（横浜市）で実施し、交通費については、一律千円をお支払いします。（面談時間は、書類選考後、面談予定者にまずはメールでご連絡しますので、願書に記入したご自身のメールを必ずご確認ください。）

15. 採否

選考結果は11月下旬（予定）に本人及び学校長（学部長）宛に通知します。

16. 書類送付先（財団本部）

〒233-0002 神奈川県横浜市港南区上大岡西1丁目6番1号

公益財団法人津久井督六記念財団

※書類送付の際は、添付の送付状（応募書類確認リスト）を使用願います。

※2019年10月より、公益財団法人に移行の予定です。

以 上